

令和8年度
水路維持修繕業務委託（南部）

- ・ 仕様書
- ・ 入札見積書
- ・ 提出書類
- ・ 位置図
- ・ 標準作業図
- ・ （案）請負契約書（単価契約）

和歌山市 河川港湾課

仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、和歌山市河川港湾課が委託する水路維持修繕業務委託（南部）に適用する。

第2条 業務目的

本委託は、和歌山市河川港湾課が所管する水路等の修繕を行うを目的とする。ただし、繁忙期に除草業務のみを依頼することがある。

第3条 業務範囲

本作業場所は和歌山市南部（紀ノ川以南の地域）とする。ただし、担当職員の指示がある場合はこの限りでない。

第4条 契約単価及び工種

契約単価及び工種は契約書添付の「契約単価表」のとおりとする。

第5条 法令等の遵守

本業務は、法令、本仕様書、土木工事共通仕様書（和歌山県 最新版）、土木工事請負必携（和歌山県 最新版）、下水道土木工事共通仕様書（日本下水道協会 最新版）、契約書及び質問回答書を遵守し、誠意をもって業務の進捗を図ること。

第6条 現場体制

履行期間中は作業車（バックホウ、ダンプトラック等）の確保、人員の配置、機械器具の点検整備を行い、速やかに着手できる体制を整えておくこと。また、緊急時にも対処できる体制を整えておくこと。

第7条 一般事項

- 1 受注者は、担当職員から指示された作業が「契約単価内訳表」で定められた工種で作業出来ないと判断した場合、見積書提出までに担当職員にその旨を書面で報告し、作業の実施について協議すること。
- 2 受注者は、担当職員が見積書の内容を確認してから作業に必要な手続きを行い、作業を行うこと。
- 3 事前に書面にて監督職員の承諾を得ずに行った作業については、変更の対象としない。なお、承諾は必ず書面で行うこと。
- 4 受注者は、事前に作業工程を担当職員と協議すること。また、周辺住民の要望等により、作業工程の変更を指示された場合、柔軟に対応すること。
- 5 契約単価にない工種については、事前に監督職員と協議すること。なお、契約単価を追加する場合は、土木工事標準積算基準書等による官積算額に当初の落札率を乗じた額とする。

第8条 作業時の留意事項

- 1 作業にあたっては、事前通知・広報に必要な書類はもとより、交通障害・騒音・悪臭・土砂等の飛散の発生には責任を持って対処すること。
- 2 暗渠、管渠及び人孔等の内部に入って作業を行う場合は、酸素欠乏・有毒ガス・流水等に十分に注意すること。
- 3 車両の通行止め等が必要な場合、予め道路使用許可を得てから作業すること。また、作業の予告看板は必要に応じて設置すること。
- 4 受注者は、作業場所周辺に地下埋設物が埋設されている可能性がある場合、作業着手までに水道、下水道、ガス、電気、電話等の地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料で照合及び確認し、必要な手続きを行わなければならない。
- 5 処分場までの運搬距離は5 kmとしている。運搬距離の増減があっても契約単価の変更はしないものとする。

第9条 使用材料

- 1 本業務で使用する全ての製品及び材料は、品質証明、見本又は試験結果等により担当職員の検査又は承諾を受けてから使用すること。また、日本産業規格(JIS)、日本下水道協会規格(JSWAS)等の規格のあるものは、これらの規格に適合するものであること。なお、（社）日本下水道協会の認定工場制度における製品検査資器材にあっては、当該制度により同協会が行なう製品検査及び同協会が発行する検査証明書をもって検査とする。

- 2 和歌山市市産品登録制度の和歌山市市産品（建設資材）で確保できる材料は、それを優優先使用に努めるものとする。
- 3 受注者は、材料を調達する場合、再生資源の利用促進の観点から、可能な限り建設副産物等から再生された材料を使用することに努めなければならない。
- 4 再生資材を使用する際には、予めその資材が環境基準に適合していることを確認すること。

第10条 提出書類

- 1 受注者は、契約後速やかに次の書類を担当職員に提出すること。
 - 一 作業責任者通知書
 - 二 建設副産物処理関係図書
 - 三 下請負（委任）通知書（下請負を行う場合）
 - 四 下請負人との契約書の写し（下請負を行う場合）
 - 五 下請負人の作業に必要な建設業等の許可証の写し（下請負を行う場合）
- 2 受注者は、作業の見積を依頼された場合、作業着手までに次の書類を担当職員に提出すること。
 - 一 作業見積書
 - 二 位置図
 - 三 図面（数量算出根拠となる平面図や断面図等）
 - 四 数量計算書（該当する契約単価の工種及び数量が分かる資料）
- 3 受注者は、作業完了ごとに次の書類を担当職員に提出すること。
 - 一 作業報告書
 - 二 写真台帳（着手前、完了後及び作業中等）
 - 三 出来形図面
 - 四 数量計算書
 - 五 伝票及び集計表（処分、交通誘導員等）※原書
 - 六 産業廃棄物管理票（マニフェス）の写し
 - 七 土壌検査報告書（土壌検査を実施した場合）
- 4 受注者は、次の書類を暦月ごとに取りまとめ、翌月10日までに担当職員へ提出すること。
 - 一 作業数量内訳書
 - 二 請求書及び請求内訳書
- 5 作業記録写真は、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（土木共通仕様書）及び土木工事写真の手引き（全国建設技術協会・全国土木施工管理技術協会）に基づいて作成し、A4版ファイルに綴ること。またダイジェスト版を作成すること。なお、デジタル写真はプリントアウトしたものと電子データの双方を提出するものとする。また、写真のデータ及び保存形式については、監督職員の指示に従い、必要に応じて閲覧及び編集用のソフトウェアも添付して提出すること。

第11条 品質管理基準及び出来形管理基準

本業務の品質管理基準及び出来形管理基準については、次の基準等に基づいて行わなければならない。

- 一 土木工事施工管理基準（土木工事施工管理基準 農林水産省）
- 二 下水道土木工事施工管理基準および規格値（下水道土木工事必携（案） 日本下水道協会 最新版）
- 三 土木工事施工管理基準、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値（土木請負工事必携 和歌山県 最新版）

第12条 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で河川港湾課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

入 札 見 積 書

水路維持修繕業務委託（南部）

（消費税及び地方消費税を含まない）

No	区 分	工 種	規 格	単 位	予定数量	見 積 単 価	見 積 金 額
1	土工	掘削（床掘）	土砂	m3	20	円	円
2		埋戻し	土砂	m3	10	円	円
3		人力運搬	20m以下	m3	20	円	円
4		土砂運搬	土砂	m3	10	円	円
5		土砂処分	土砂	m3	10	円	円
6		埋戻し材	RC-40	m3	10	円	円
7	水路工	コンクリート	人力	m3	5	円	円
8		コンクリート	バックホウ	m3	5	円	円
9		コンクリート	ポンプ車	m3	1	円	円
10		型枠	一般型枠	m2	60	円	円
11		基礎砕石	RC-40	m2	20	円	円
12		U型側溝	300B	m	12	円	円
13		U型側溝	450	m	5	円	円
14		泥上げ		m3	0.1	円	円
15	構造物撤去工	構造物取壊し	無筋 人力	m3	4	円	円
16		構造物取壊し	無筋 機械	m3	4	円	円
17		構造物取壊し	有筋 人力	m3	1	円	円
18		構造物取壊し	有筋 機械	m3	1	円	円
19		殻運搬・処分	無筋Con	m3	8	円	円
20		殻運搬・処分	鉄筋Con	m3	2	円	円
21	仮設工	敷鉄板	運搬・設置・撤去	枚	4	円	円
22		敷鉄板賃料	賃料	枚・日	50	円	円
23		土のう積	設置・撤去	m ²	5	円	円
24		水中ポンプ	φ100mm	台・日	20	円	円
25	除草工	人力伐根	除草・運搬・処分	m2	40	円	円
26		人力除草	除草・運搬・処分	m2	100	円	円
27	安全費	交通誘導員	交通誘導員	人	4	円	円
28	役務費	土壌検査費用	28項目 採取・検査	現場	1	円	円
合 計							円

※予定数量は実際の作業量とは異なることがある。

令和 年 月 日

住 所

称号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日

和歌山市長 様

受注者 住所

氏名

印

作 業 責 任 者 通 知 書

業 務 名 水路維持修繕業務委託（南部）

令和8年4月1日付けで請負契約を締結した本業務の作業責任者を次の
とおり定めたので、通知します。

作業責任者 氏 名

連絡先

令和 年 月 日

和歌山市長 様

受注者 住所

氏名

印

下請負（委任）通知書

令和 8 年 4 月 1 日付けで請負契約を締結した次の業務について、次のとおり

業務の一部を [請け負わせる
委任する] ので通知します。

- 1 業 務 名 水路維持修繕業務委託（南部）
- 2 下請負等に付する部分の概要
- 3 下請負者等の住所、氏名
- 4 下請負等に付する理由

No. 1

[illegible]

令和 年 月 日 担当職員

印

作業報告書

No. 1

次の作業が完了しましたので、報告します。

作業日		令和 年 月 日		作業責任者		印	
作業場所		和歌山市 地内					
作業内容							
No	工 種	規 格	単 位	数 量	単 価 (税込)	金 額 (税込)	
合計 (税込)							

作業の完了を確認しました。

令和 年 月 日 担当職員 印

作業数量内訳書

水路維持修繕業務委託（南部）

工 種	規 格	単位	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合 計	検収印
掘削（床掘）	土砂	m3								
埋戻し	土砂	m3								
人力運搬	20m以下	m3								
土砂運搬	土砂	m3								
土砂処分	土砂	m3								
埋戻し材	RC-40	m3								
コンクリート	人力	m3								
コンクリート	バックホウ	m3								
コンクリート	ポンプ車	m3								
型枠	一般型枠	m2								
基礎砕石	RC-40	m2								
U型側溝	300B	m								
U型側溝	450	m								
泥上げ	0	m3								
構造物取壊し	無筋 人力	m3								
構造物取壊し	無筋 機械	m3								
構造物取壊し	有筋 人力	m3								
構造物取壊し	有筋 機械	m3								
殻運搬・処分	無筋Con	m3								
殻運搬・処分	鉄筋Con	m3								
敷鉄板	運搬・設置・撤去	枚								
敷鉄板賃料	賃料	枚・日								
土のう積	設置・撤去	m ²								
水中ポンプ	φ100mm	台・日								
人力伐根	除草・運搬・処分	m2								
人力除草	除草・運搬・処分	m2								
交通誘導員	交通誘導員	人								
土壌検査費用	28項目 採取・検査	現場								

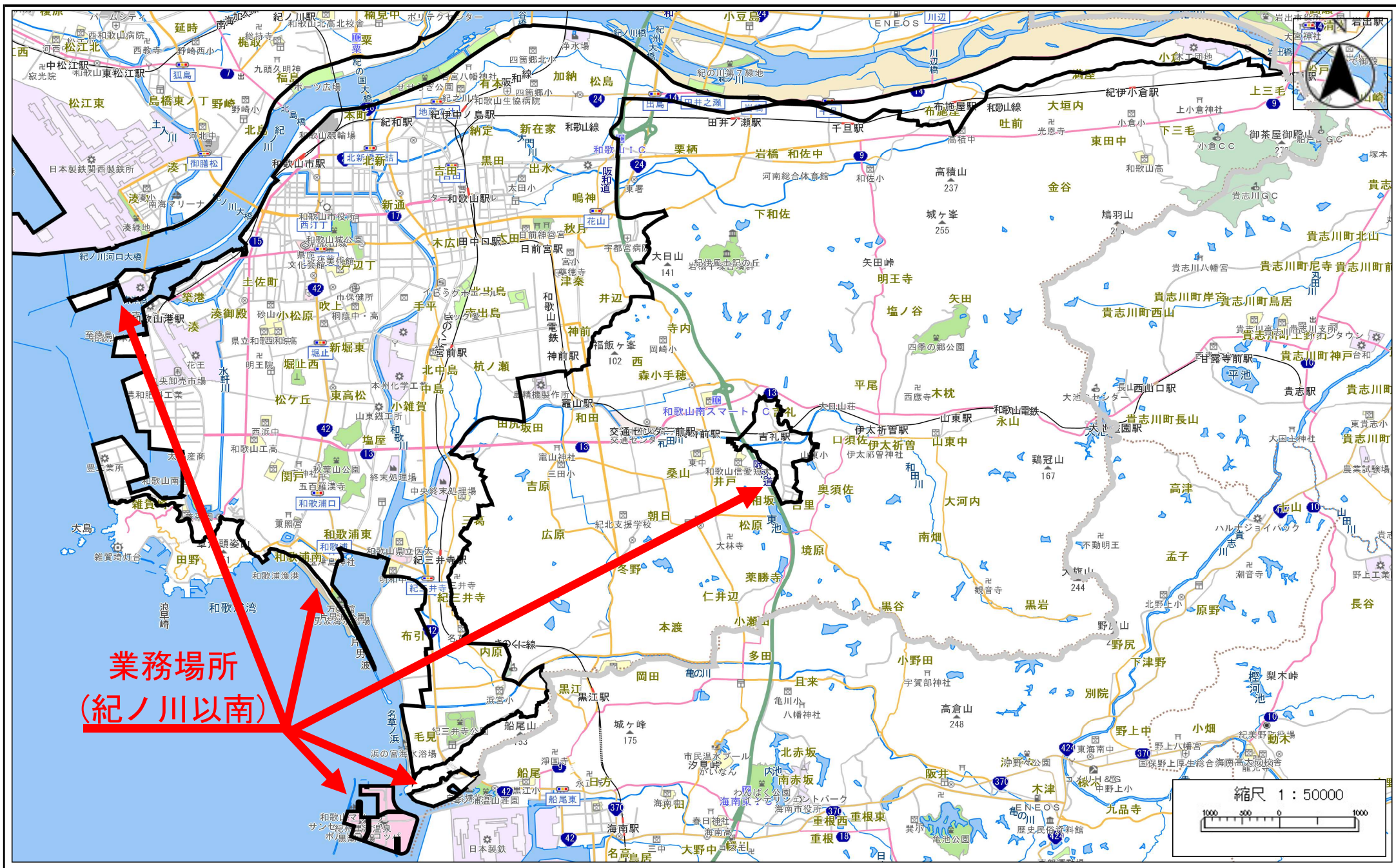
受注者 住所

氏名

水路維持修繕業務委託（南部）

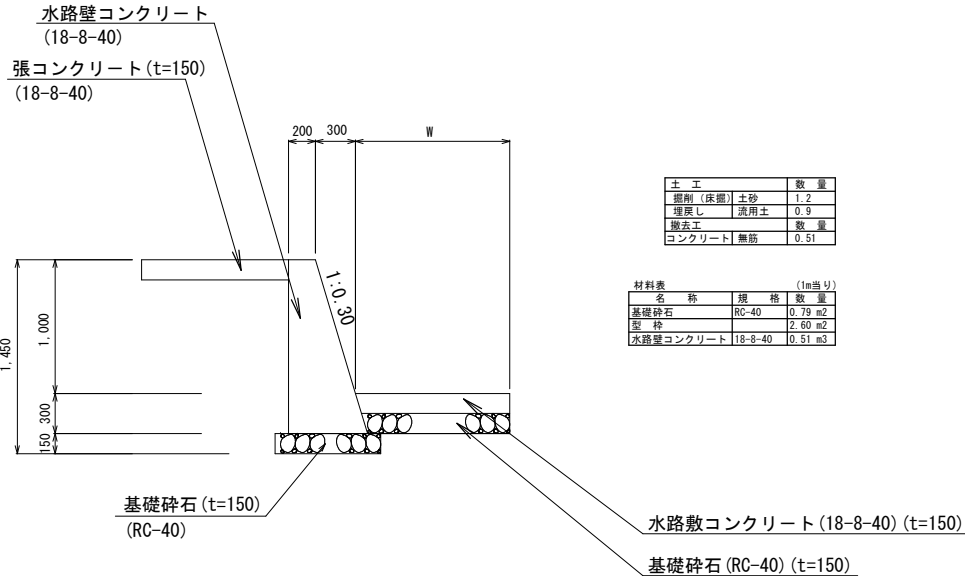
(消費税及び地方消費税を含む)

合 計

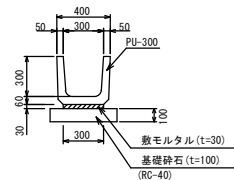


標準作業図

S=1:20 (A1) S=1:40 (A3)



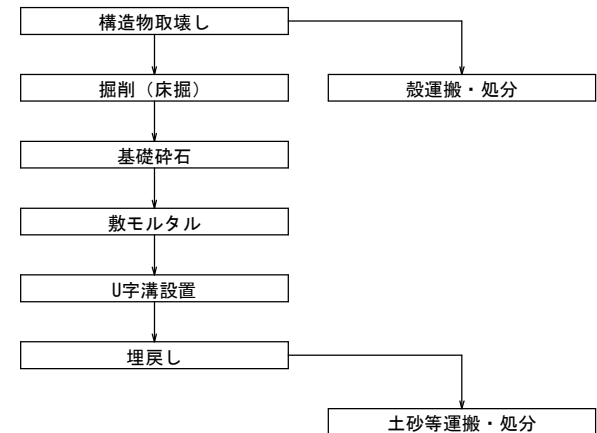
U型水路工 (PU-300)



作業フロー (参考)



作業フロー (参考)



※現場状況により、人力運搬、敷鉄板、水替工、交通誘導員、除草(施工区域外)、土壌検査

を作業フローに入れるものとする。

※ただし、監督職員の指示によるものとする。

和歌山市 都市建設局 道路河川部 河川港湾課			
標 準 作 業 図			図面 1
縮尺 図示	備考	番号 1	

請負契約書（単価契約）

業 務 名	水路維持修繕業務委託（南部）																						
業 務 場 所	和歌山市南部（紀ノ川以南の地域）																						
履 行 期 間	自 令和 8 年 4 月 1 日から 至 令和 9 年 3 月 31 日まで																						
契 約 金 額	<table border="1"><tr><td>¥</td><td>別</td><td>紙</td><td>契</td><td>約</td><td>単</td><td>価</td><td>表</td><td>の</td><td>と</td><td>お</td><td>り</td></tr></table> (消費税及び地方消費税を除く)											¥	別	紙	契	約	単	価	表	の	と	お	り
¥	別	紙	契	約	単	価	表	の	と	お	り												
契 約 保 証 金	無																						
前 払 金	無																						
そ の 他	無																						

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約単価による請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

(発注者) 住所 和歌山市七番丁 2 3 番地
氏名 和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

(受注者) 住所
氏名

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書等（図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書をいう。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書及び仕様書等に記載の作業（以下「作業」という。）を契約書及び仕様書等に記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内において、仕様書等に記載の発注ごとに指定する履行期限（以下「履行期限」という。）までに完了し、契約の目的物（性質上必要な容器及び外包等も含む。以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、作業に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い、作業を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、作業を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、その訴額に応じ、和歌山地方裁判所又は和歌山簡易裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者は、この業務に関し、仕様書等に記載されていない事項でも業務の性質上当然に必要なことは、受注者の費用で施行するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 発注者及び受注者は、この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、指示等の内容が軽微なもの、簡易な事務連絡、見積依頼又は参考情報の提供については、口頭のみにより行うことができる。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（履行期限の延長）

- 第3条 受注者は、履行期限までに作業を完了することができない事由が生じたときは、その都度、その理由を発注者に書面により報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告があったとき、又は天災その他正当な理由があるときは、履行期限を延長することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはな

らない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び作業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行について、請負の全部を一括して第三者に委託若しくは請負又は仕様書等において指定した主たる部分（請負内容における総合的企画、作業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。）を第三者に委託若しくは請負を行ってはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委託若しくは請負を行ってはならない。

- 3 受注者は、前二項の場合を除き、止むを得ない事由のため、請負の一部を第三者に委託若しくは請負（以下「再委託等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、再委託等を行おうとする相手方の住所、氏名、作業の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。なお、再委託等の内容を変更しようとするときも同様とする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（受注者の使用人に対する措置請求）

第7条 発注者は、受注者の使用人がその作業の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（仕様書等と履行内容が一致しない場合の修補義務）

第8条 受注者は、履行の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は履行期限若しくは契約単価を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第9条 受注者は、作業を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見

したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は履行期限若しくは契約単価を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は作業に関する指示の変更）

第10条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は作業に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は作業に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は履行期限若しくは契約単価を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（作業の中止）

第11条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が作業を行うことができないと認められるときは、発注者は、作業の中止内容を直ちに受注者に通知して、作業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、作業の中止内容を受注者に通知して、作業の全部又は一部を一時中止させることができる。

（契約単価の変更方法等）

第12条 契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第13条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他作業を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約にかかる費用の範囲において負担することが適当でないと

認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第14条 成果物の引渡し前に、当該成果物に生じた損害その他作業を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第33条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第15条 作業を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、作業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、作業を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前三項の場合その他作業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第16条 成果物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、受注者が既に作業を完了した部分（以下「出来形部分」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。なお、その賠償額は発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。
- 4 受注者は、第2項の規定により損害の状況が確認されたときは、履行期間又は履行期限の延長を発注者に請求することができる。

（発注方法及び履行方法）

第17条 本契約は契約単価による請負契約のため、発注者は、履行期間内において、仕様書等に記載する指示により作業を発注するものとする。なお、発注者は作業を発注する場合には、受注者に当該発注ごとの必要な指示を通知しなければならない。

- 2 受注者は、第1項の通知を受けた日から仕様書等に記載する履行期限までに発注した作業を完了しなければならない。なお、受注者は当該発注の作業を完了するごとに次条第1項の通知をしなければならない。

（確認及び引渡し）

第18条 受注者は、作業を完了したときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、作業の完成を確認しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し

て、成果物を最小限度破壊して確認することができる。

- 3 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の確認によって作業の完成を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、成果物の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、仕様書等に定めるところの作業について第2項の確認で不適合と判断された場合、直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を作業の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(契約代金の支払い)

- 第19条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の確認で適合と判断された成果物について、暦月ごとに取りまとめた契約代金の支払いを発注者に請求するものとする。
- 2 本契約は契約単価による請負契約のため、前項の契約代金の支払いを発注者に請求できる金額は、契約単価に前条第2項の検査に合格した作業が完了した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。
 - 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第20条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前年度1年間の委託業務に係る委託金総額（本年度の受注者のものに限らない。）の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は受注者が構成

事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に遅延日数に応じた政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「遅延防止法」という。）に基づく遅延利息を付した額を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。（第2項第3号及び第4号は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に使用することとする。）

（発注者の任意解除権）

第22条 発注者は、作業が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 正当な理由なく、作業を発注した日から起算して30日以内に作業に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、契約期間内における発注ごとの履行期限までに作業が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 過失により作業を粗雑にしたと認められるとき。
- 四 この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
- 五 法令等に基づき配置しなければならない人員等を配置しなかったとき。
- 六 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して請負代金債を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 三 成果物に契約不適合がある場合において、その不適合を除去しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

二 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

三 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

四 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

七 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第26条 第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による解除をすることができない。

（解除の効果）

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、作業の出来形部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、作業の出来形部分を確認の上、当該確認に適合した出来形部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた作業の出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、確認に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 第2項に規定する作業の出来形部分に相応する契約代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第30条 受注者は、この契約が履行期限の前に解除された場合において、支給材料があるとき

は、前条第2項の出来形部分の確認に適合した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき又は出来形部分の確認に適合しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に回復して返還し又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が履行期限の前に解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め若しくは原状に回復して返還し又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が履行期限の前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する作業の出来形部分（前条第2項に規定する確認に適合した作業の出来形部分を除く。）、作業機械器具その他の物件（第5条第3項の規定による再委託等の相手方が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 作業の出来形部分に関する撤去費用等は、契約の解除が第23条又は第24条によるときは受注者が負担し、第27条によるときは発注者が負担する。

二 作業機械器具その他物件に関する撤去費用等は、受注者が負担する。

5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する作業の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第1項前段及び第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第23条、第24条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第22条、第27条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期限内に作業を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第23条又は第24条の規定により成果物の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に加え、発注者は受注者に対し、前年度1年間の委託業務に係る委託金総額（本年度の受注者のものに限らない。）の10分の3に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

一 第23条又は第24条の規定により、成果物の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 成果物の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事

由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数に応じた遅延防止法に基づく遅延利息を加えた額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第32条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念上に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第27条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第19条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額に、遅延日数に応じた遅延防止法に基づく遅延利息を付した額の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第33条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第18条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この

限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第34条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数に応じた遅延防止法に基づく遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者からその追徴額に、遅延日数に応じた遅延防止法に基づく遅延利息を付した額の延滞金を徴収する。

（契約に関する紛争の解決）

第35条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とは協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とは協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とはそれぞれ負担する。

（補則）

第36条 この契約書に定めのない事項については、和歌山市契約規則（平成15年和歌山市規則第83号）及び和歌山市会計規則（昭和39年和歌山市規則第15号）に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とは協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承

認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

契約単価表

No	区 分	工 種	規 格	単位	契約単価 (税込み)
1	土工	掘削（床掘）	土砂	円／ m3	
2		埋戻し	土砂	円／ m3	
3		人力運搬	20m以下	円／ m3	
4		土砂運搬	土砂	円／ m3	
5		土砂処分	土砂	円／ m3	
6		埋戻し材	RC-40	円／ m3	
7	水路工	コンクリート	人力	円／ m3	
8		コンクリート	バックホウ	円／ m3	
9		コンクリート	ポンプ車	円／ m3	
10		型枠	一般型枠	円／ m2	
11		基礎砕石	RC-40	円／ m2	
12		U型側溝	300B	円／ m	
13		U型側溝	450	円／ m	
14		泥上げ		円／ m3	
15	構造物撤去工	構造物取壊し	無筋 人力	円／ m3	
16		構造物取壊し	無筋 機械	円／ m3	
17		構造物取壊し	有筋 人力	円／ m3	
18		構造物取壊し	有筋 機械	円／ m3	
19		殻運搬・処分	無筋Con	円／ m3	
20		殻運搬・処分	鉄筋Con	円／ m3	
21	仮設工	敷鉄板	運搬・設置・撤去	円／ 枚	
22		敷鉄板賃料	賃料	円／ 枚・日	
23		土のう積	設置・撤去	円／ m ²	
24		水中ポンプ	φ 100mm	円／ 台・日	
25	除草工	人力伐根	除草・運搬・処分	円／ m2	
26		人力除草	除草・運搬・処分	円／ m2	
27	安全費	交通誘導員	交通誘導員	円／ 人	
28	土質等試験費	土壌検査費用	28項目 採取・検査	円／ 現場	